（協定に定める事項）
第十五条　法第十八条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～四　（略）
（帳簿の記載）
第十六条　法第十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）
２・３　（略）
（業務の休廃止の届出）
第十七条　指定金融機関は、法第二十一条第一項の規定により開発供給等促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十八による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一・二　（略）
（申請等の方法）
第十八条　法第十五条第二項、法第十六条第二項、法第十七条第一項及び法第二十一条第一項並びに第十条、第十三条、第十四条及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

（協定に定める事項）
第十五条　法第十六条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～四　（略）
（帳簿の記載）
第十六条　法第十七条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一～三　（略）
２・３　（略）
（業務の休廃止の届出）
第十七条　指定金融機関は、法第十九条第一項の規定により開発供給等促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十八による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一・二　（略）
（申請等の方法）
第十八条　法第十三条第二項、法第十四条第二項、法第十五条第一項及び法第十九条第一項並びに第十条、第十三条、第十四条及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

様式第一中「第26条」を「第28条」に改め、「国民・」を削る。
様式第二中「国民・」を削る。
様式第十五中「第13条第２項」を「第15条第２項」に改める。
様式第十六中「第14条第２項」を「第16条第２項」に改める。
様式第十七中「第15条第１項」を「第17条第１項」に改める。
様式第十八中「第19条第１項」を「第21条第１項」に改める。

附　則

この命令は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月一日）から施行する。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
経済産業大臣　萩生田光一

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査報告の作成） **第十七条**　［略］ ２　［略］ ３　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 ［一～三　略］ 四　第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容 五～七　［略］ ４　前項第五号に掲げる「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一　会計方針の変更 ［二・三　略］	（会計監査報告の作成） **第十七条**　［同上］ ２　［同上］ ３　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四～六　［同上］ ４　前項第四号に掲げる「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一　正当な理由による会計方針の変更 ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。